

Q：リサイクルショップでの家電販売ができなくなると話題になりましたがどういうことですか？

A：電気用品安全法という法律が、平成13年4月1日に施行されました。この法律は、電気用品による事故を防止するため、電気用品の製造、輸入、販売の事業についての規制を定めており、安全性が確認された電気用品にはPSEマークを表示することになっています。このマークが付いていない電気用品は、販売又は販売の目的で陳列することはできません。ただし経過措置として、製品により販売猶予期間が5年、7年、10年と定められています。このうち5年と規定された製品（テレビ、冷蔵庫、ゲーム機器等）の期限が平成18年3月31日となっていたことから、対象の電気用品は4月から販売できなくなりました。

この法律は中古品販売にも及ぶため、PSEマークの付いていない古い電気用品を販売することができなくなり、大きな話題になりました。

このような電気用品を販売するためには、事業者がPSEマークを取得する必要があります。手順は次のようになります。

- ①経済産業局へ届出を行う
- ②自主検査を行う
- ③検査記録を作成、保存する
- ④PSEマークを貼付する

事業者による自主検査等の取組に対しては、検査機器の無料貸し出し、無料の出張検査サービスなど、経済産業省が中心となって支援しています。また検査について委託できる検査機関もあります。詳しくは、下記経済産業省のホームページをご覧ください。

【経済産業省ホームページ】（電気用品安全法）
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>



特定電気用品
(112品目)



特定以外の電気用品
(338品目)

PSEマーク

(電子部)

Q：工芸品の立体的な形を、コンピュータに取り込む簡単な方法がありますか？

A：工芸品の具体的な大きさや表面の材質、測定する精度などによって方法は変わってきますが、基本的には可能です。

工芸品のデザイン（意匠）をコンピュータの3次元CGソフトに取り込む場合、レーザを使った非接触式の立体物測定装置などが使用できます。

手の平サイズの物体であれば、約0.2mmピッチの精度で立体を測定することができます。測定にかかる時間はわずか数秒です。得られるデータは「点群」と呼ばれる点の集まりですが、ほとんどの3次元CAD・CGソフトでは、ポリゴン（細かい三角平面の集まり）として、そのまま取り込んで画面に表示することができます。

表示するだけならこのままでも良いのですが、測定データは容量が大きいので、CADソフトを使って曲面を貼り直していくと、容量の少ないデータになり、より汎用性が広がります。

このような方法で、手の平サイズの立体物から、工芸品や家具、インテリア・エクステリア製品、自動車、変わった例では人間そのものや考古発掘物、あるいはもっと大きな建築・建造物なども測定することが可能です。

当センターにもこの立体物測定装置を設置していますので設備使用などご利用になれます。どうぞお気軽にご相談下さい。



立体物測定装置による非接触測定

(デザイン・工芸部)